

競技者登録に関する規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 総 則

- 1.1 この規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下、JOA という）定款第4条（2）項に基づき、競技者登録制度について必要な事項を定めるものである。
- 1.2 競技者登録をした者は、いずれかの都道府県を代表するオリエンテーリング団体（以下、正会員という）に所属する。
- 1.3 競技者登録をした者は、JOA が公認するオリエンテーリング大会（以下、公認大会という）に出場することができる。
- 1.4 競技者登録をすることは、日本代表として海外のオリエンテーリング大会に出場するための必須条件である。

2. 登録申請

- 2.1 競技者登録有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。競技者は年度毎に登録申請をしなければならない。
- 2.2 競技者登録をしようとする者は、所定の登録申請書と登録料を正会員またはJOA に提出する。申込みを受けた正会員またはJOA は、競技者に競技者登録番号を付与するとともに競技者情報を共有する。
- 2.3 競技者登録を受け付けた日をもって登録日とする。
- 2.4 JOA は競技者登録一覧名簿を作成・管理し、ウェブサイトにて公示する。各個人の競技者登録番号は、同一正会員に登録を継続する限り原則として変更されない。
- 2.5 競技者が登録申請できる期間は、前年度2月1日から当年度1月末日までとする。年度途中で登録した場合は、登録日の翌月から有効とする。
- 2.6 正会員は登録事務をJOA に返戻することができる。

3. 登録先

- 3.1 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する正会員に登録申請する。
 - (1) 居住地または勤務地（学生・生徒にあっては学校所在地）
 - (2) 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、正会員が妥当と認めればその正会員に登録申請することができる。
- 3.2 同じ年度内に登録できるのは一正会員とし、年度途中での変更は認めない。年度が変わって別の正会員に登録した場合、それまでの競技者登録番号は無効になる。

4. 一時登録

- 4.1 上記にもとづく競技者登録をしていない者が、JOA の公認大会に出場を希望する場合は、

一時登録をしなければならない。

4.2 一時登録をしようとする者は、大会参加申込書にその旨を記入し、一時登録料を添えて提出する。一時登録は当該大会のみに有効とする。

4.3 エリート・クラスおよび選手権クラスについては、一時登録を認めない。

5. 付 則

競技者登録の登録料は別途定める。

平成 11 年 5 月 22 日制定

平成 15 年 6 月 1 日改正

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 3 月 20 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正